

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載</p> <p>認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。</p> <p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p> <p>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>配置については、要目表に記載される機器の発電所内での配置が分かるものとする。主配管の配置を明示した図面については、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれかで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の要目表記載と同様、保管している場所についても記載することとする。</p> <p>系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p>	<p>7 設工認申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 設工認申請のうち原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合していることを説明する添付図面（系統図，系統説明図，配置図，構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 廃棄物管理規則の施設区分ごとに作成する添付図面（系統図，系統説明図，配置図，構造図）を添付する対象範囲は、下表のとおりとする。</p> <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 工事計画認可申請のうち別表第二に添付要求のある添付図面（系統図，配置図，構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 別表第二の個別の施設ごとに作成する添付図面（系統図，配置図，構造図）を添付する対象範囲は、次頁の通りとする。</p> <p>配置図については、機器の配置を明示した図面（以下，機器配置図）及び主配管の配置を明示した図面（以下，配管配置図）は別整理とする。</p> <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>・主配管の取付位置、ルートおよび機器との取り合いが確認可能な図面として系統説明図を用いるため、配管配置図と変更する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																
	<p>(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い</p> <p>a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料で必要により図示するものとする。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備（基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む）に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="813 537 1187 774"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図および系統説明図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を実線で示し、兼用する場合には注記等で識別する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 配置図及び構造図を添付する設備のうち、仕様表の変更に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、既設工認にて認可を受けている範囲内にある設備については、公差表を添付しない。</p>	系統図および系統説明図		主登録	兼用	○	○	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 実線 で示し、兼用する場合には 注記等 で識別する。		<p>(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い</p> <p>a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、別表第二上で要求される「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料で必要により図示するものとする。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備（基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む）に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1581 537 2460 833"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図</th> <th colspan="2">機器配置図</th> <th colspan="2">配管配置図及び構造図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を赤色で示し、兼用する場合には別の色で着色し、識別する。</td> <td>主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td>兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。</td> <td>主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td>主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 配置図及び構造図を添付する設備のうち、要目表の変更に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既工事計画書にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。 (DBクラス3からSAクラス2へクラスアップした配管の継手等)</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。（浸水防護堰等）</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。（車両寸法等）</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、要目表の記載値に「○○以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。 (例：安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等)</p>	系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 赤色 で示し、兼用する場合には 別の色で着色し、識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。	兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。	主登録する施設（設備）に添付する。	主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。	<p>・系統説明図を追記する。また、兼用設備については、系統図および系統説明図で明確にするため、機器配置図および構造図等は削除する。</p> <p>・兼用設備の物量を踏まえて図面標記方法を着色方式から注記等による方式とする。</p> <p>a. と(a)を統合</p> <p>(b) 廃棄物管理施設において寸法公差が設定されていない設備はないため削除する。</p> <p>(c) SA削除</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁は、規則要求がないため削除する。</p> <p>(e) 廃棄物管理施設では公差が明確であり、該当がないため削除する。</p>
系統図および系統説明図																																			
主登録	兼用																																		
○	○																																		
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 実線 で示し、兼用する場合には 注記等 で識別する。																																			
系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図																															
主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用																														
○	○	○	○	○	×																														
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 赤色 で示し、兼用する場合には 別の色で着色し、識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。	兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。	主登録する施設（設備）に添付する。	主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。																														

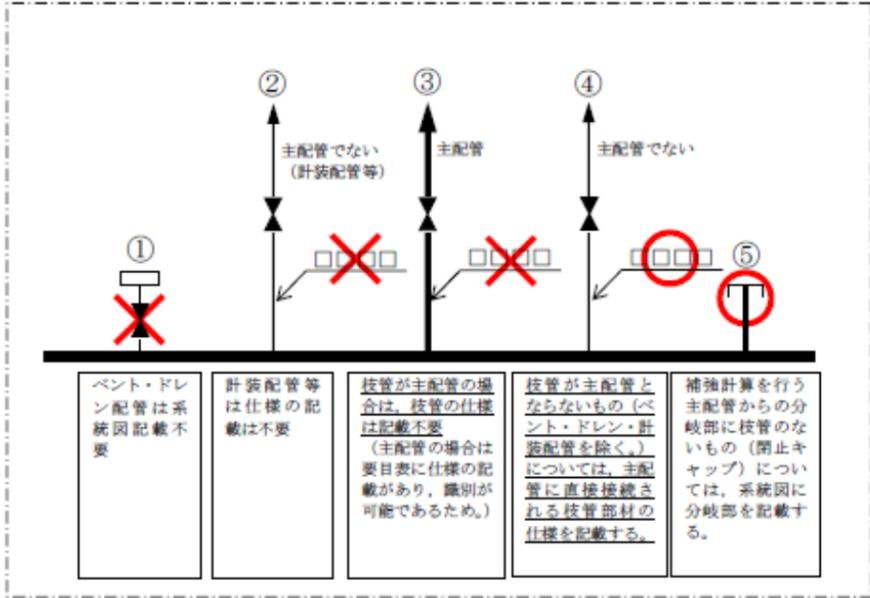
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 廃棄物管理規則の施設（系統）区分ごとに添付図面を作成する。 (例：廃棄物管理施設本体、放射性廃棄物の受入れ施設、計測制御系統施設…)</p> <p>b. 資料の構成は、廃棄物管理規則の施設（系統）区分ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>(2) 系統図</p> <p>a. 参照資料 系統図の作成にあたり、以下の図書を参照する。 (a) 設工認申請用系統図作成要領書（本文系統図簡略版）【添付-1】 (b) 設工認換気設備の系統図作成要領書【添付-2】 (c) 設工認計測制御系統の系統図作成要領書【添付-3】 (d) 設工認申請用単線結線図作成要領書【添付-4】 (e) 設工認申請用搬送物フロー図作成要領書【添付-5】 (f) 設工認申請用系統説明図作成要領書【添付-6】</p>	<p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 別表第二の施設（系統）区分ごとに添付図面を作成する。 (例：核燃料取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設…)</p> <p>b. 資料の構成は、別表第二の記載順に施設（系統）ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>(2) 系統図</p> <p>a. 重大事故等対処設備（SA）の主たる流路を示す系統図を添付する。また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設（DB）の主たる流路との切り替え性を示すために、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。 (1/14：①, 2/14：①参照)</p> <p>b. DB系統図、SA系統図とも設備（系統）区分ごとに作成する。当該設備（系統）区分における申請範囲（主たる設備（系統）区分の主流路の範囲）を「赤太実線」で示し、当該設備（系統）区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。 また、主たる流路を他の設備（系統）で兼用する箇所については、「赤とは別の色」で識別し、兼用する設備（系統）別の色分けを図中に凡例として記載する。 (1/14：②, 2/14：②③④参照)</p> <p>c. SA主要弁、安全弁・逃がし弁については、申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。 (9/14：①参照)</p> <p>d. DB、SAの「計測制御系統図」については、申請対象計測器を破線で囲むことで、示すものとする。 (3/14：①参照)</p>	<p>(2)a. 設工認作成に使用している作成要領の参照対象を追加する。</p> <p>a. SA削除</p> <p>b. 廃棄物管理施設には、主流路がないため削除する。</p> <p>c. 廃棄物管理施設には、主要弁がないことおよび安全弁等の技術基準要求がないことから削除する。</p> <p>d. 今回、申請対象が無いため、削除する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

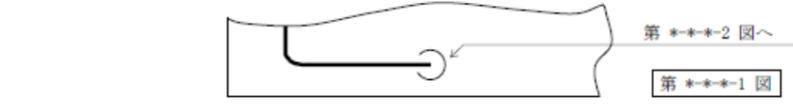
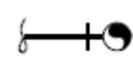
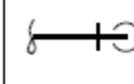
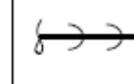
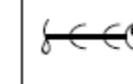
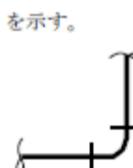
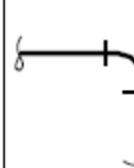
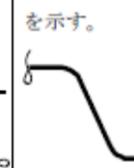
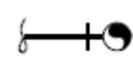
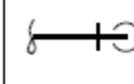
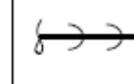
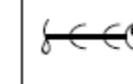
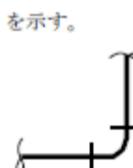
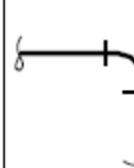
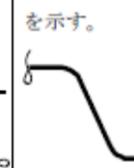
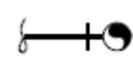
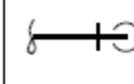
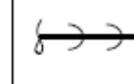
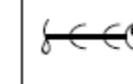
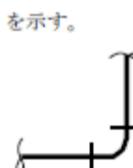
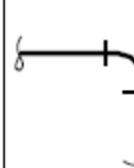
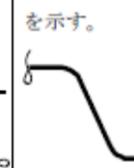
2020年8月18日
 日本原燃株式会社
 再処理事業部

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	-	<p>e. 技術基準規則第54条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性、接続先の規格の統一、複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については、以下に示す。</p> <p>(a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については、四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また、凡例として図中に記載する。 (10/14 : ①参照)</p> <p>(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について、接続先が統一された形状等であることが分かるように、接続方式、呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。 (4/14 : ①参照)</p> <p>(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所に分散配置する場合、接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例：原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口など) (4/14 : ②参照)</p> <p>f. 主配管の要目表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は、系統図の該当箇所に、引き出し線を用いて、要目表と同一名称を記載する。 (4/14 : ③参照)</p> <p>g. 申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載する。(ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く) (4/14 : ④参照)</p> <p>h. 撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する。 (13/14 : ①, 14/14 : ①参照)</p>	<p>e. SA削除</p> <p>f. 廃棄物管理施設に主配管はないため削除する。</p> <p>g. 廃棄物管理施設に主配管はないため削除する。</p> <p>h. 撤去・廃止設備がないため削除する。</p>

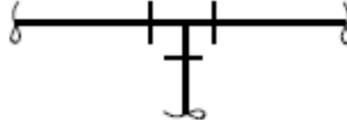
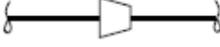
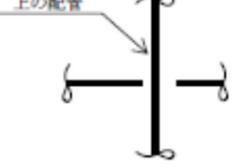
発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(3) 配置図</p> <p>a. 参照資料 配置図の作成にあたり、以下の図書を参照する。 (a) 設工認申請用 建物平面図・断面図作成要領書【添付-7】 (b) 設工認申請用 配置図作成要領書【添付-8】</p> <p>b. 共通事項 (a) 配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は仕様表の記載と合わせる。 (b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の仕様表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。 (c) 屋外に配置している機器については、仕様表に記載する取付箇所の記載内容にT.M.S.L.○を記載する。 (d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後にT.M.S.L.○を記載する。</p>	<p>【分岐部枝管の記載パターン】</p>  <p>(3) 機器配置図</p> <p>a. 共通事項 (a) 機器配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は要目表の記載と合わせる。 (b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の要目表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。 (5/14：①参照)</p> <p>(c) 屋外に配置している機器については、要目表に記載する取付箇所の記載内容にEL.○mを記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備はT.P.○mを記載する。 (5/14：②参照)</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後にEL.○mを記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備はT.P.○mを記載する。</p>	<p>廃棄物管理施設に主配管はないため削除する。</p> <p>(3)a. 設工認作成に使用している作成要領の参照対象を追加する。</p> <p>(b) 記載例を追加</p> <p>(c) 津波評価は対象外のため削除する。</p> <p>(d) 津波評価は対象外のため削除する。</p>

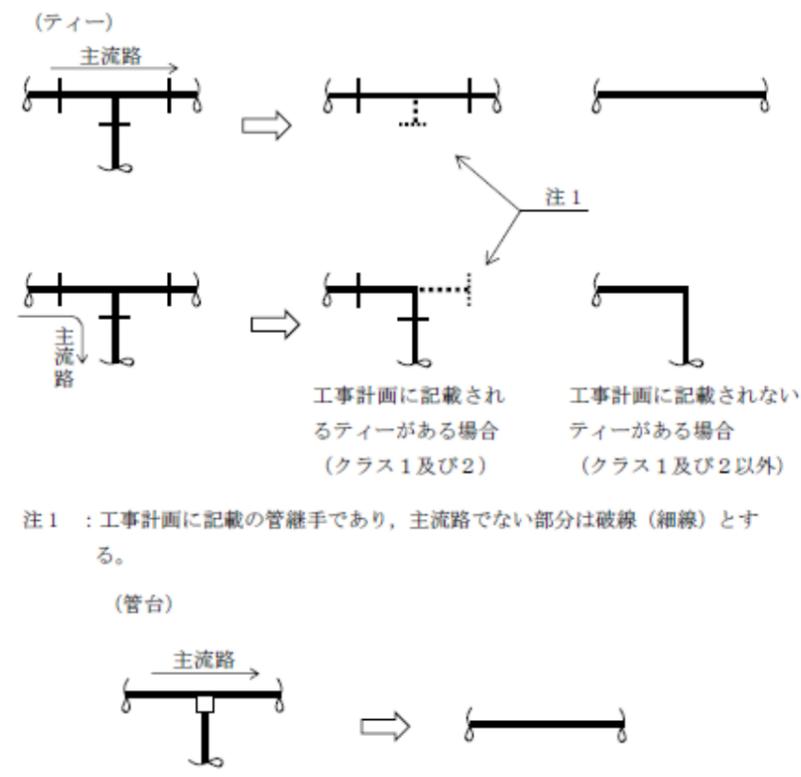
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	-	<p>b. 常設設備 (a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p> <p>c. 可搬型設備 (a) 屋外の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。 (6/14：①②参照)</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備（系統）区分の機器をまとめた記載とする。 (6/14：③参照)</p> <p>d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について (a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。</p> <p>(4) 配管配置図 a. 配管配置図に記載する配管（常設及び可搬型の放水砲等）の外径、厚さ及び材料は要目表の記載と合わせる。</p> <p>b. 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する配管配置図は、兼用先の図面を作成せず、主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。</p> <p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既工事計画書に図面の記載があるものについては、配管配置図自体は添付せず、添付図面目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。ただし、クラスアップの範囲については図面を添付する。</p> <p>d. 配管図の記載要領については以下の通りとする。 (a) 配管は呼び径に関わらず、単線にて表示する。</p> <p>(b) 接続先表示は、次のものとする。 ① 同一系統において、別図面に記載する場合は、接続先の図面の図面番号を記載する。 ② 接続先が他系統になる場合は、相手側を破線にて記載し、系統名又は機器名称を記載する。 ③ 同一系統において、同図面に記載する場合は、各々の接続先にアルファベット記号（小文字）を付け、記載する。</p>	<p>b. SA削除</p> <p>c. SA削除</p> <p>d. SA削除</p> <p>(4) 配管配置図を削除する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	-	<p>【作成例】</p> <p>①項の場合</p>  <p>②項の場合</p>  <p>場所的に系統名称を書くことが困難な場合は、細線にて引出し線を書き、系統名称を記載する。</p> <p>③項の場合</p>  <p>(c) ルート表示は、次によるものとする。 クラス1及び2配管については、継手を表示する。</p> <p>① 曲げ部 平面図、立面図でのエルボ・曲げ管の区別は下図による。 クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず、下図の曲げ管の場合による。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1270 2448 1627"> <tr> <td>平面図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>立面図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平面図					立面図					<p>配管配置図を削除する。</p>
平面図													
立面図													

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	-	<p>② 分岐部 ティー，管台の区別は下図による。クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず，下図の管台の場合による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ティーの場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>管台の場合</p> </div> </div> <p>③ レジューサ 下図の表記を行い，同芯，偏芯の区別は行わない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>水平管に取り付く場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>立ち上がり管に取り付く場合 (レジューサの上方が小径端側) のとき</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>立ち上がり管に取り付く場合 (レジューサの下方が小径端側) のとき</p> </div> </div> <p>④ 配管が重なる箇所の表示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>上の配管</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上の配管</p> </div> </div> <p>⑤ キャップ </p> <p>⑥ 閉止板 </p> <p>⑦ カップリング </p>	<p>配管配置図を削除する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">-</p> <p>(4) 構造図 a. 参照資料 構造図の作成にあたり、以下の図書を参照する。 (a) 設工認申請用 構造図作成要領書【添付-9】</p>	<p>(d) 主流路を構成しない分岐部は次のように記載する。</p>  <p>(5) 構造図</p> <p>a. 構造図の図中に主要寸法を記載する。 (7/14 : ①参照)</p> <p>b. 複数の施設又は設備 (系統) 区分で兼用する設備の構造図は、兼用先の図面は作成せず、主登録する設備 (系統) 区分の図面に兼用する旨を記載する。 (7/14 : ②参照)</p>	<p>配管配置図を削除する。</p> <p>(4)a. 設工認作成に使用している作成要領の参照対象を追加する。</p> <p>a. 作成要領に記載されているため削除する。</p> <p>b. 兼用設備の説明において、構造図を使用しないため、削除する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

2020年8月18日
 日本原燃株式会社
 再処理事業部

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	-	<p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既工事計画書に図面の記載があるものについては、構造図自体は添付せず、添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。</p> <p>d. 非常用電源設備の「内燃機関」に関する記載方法について、その設備に附属する要目表記載機器（调速装置、非常调速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載する。 (8/14 : ①参照)</p>	<p>c. SA削除</p> <p>d. 廃棄物管理施設に非常用電源設備が無いため削除する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

2020年8月18日
 日本原燃株式会社
 再処理事業部

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">記載例</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">記載例</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

2020年8月18日
 日本原燃株式会社
 再処理事業部

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	-	系統図，構造図等の記載例 【1/14】～【10/14】および【12/14～14/14】省略	図面類の記載例については、必要に応じて添付することとし、現時点では本文記載内容理解可能であることから省略する。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">【1/1】</p> <p>図面を添付する順番 添付図面目次〔記載例〕</p> <p><廃棄物管理施設> IV-〇 (採番方法は、社内ルールに基づき実施する。) ・IV-〇-〇 廃棄物管理施設の構内配置図 ・IV-〇-〇 単線結線図 ・ガラス固化体受入れ建屋の平面図及び断面図 【平成4年4月20日付け4安第117号にて認可された設計及び工事の認可に関する申請書のガラス固化体受入れ建屋平面図(その1)～(その5)、ガラス固化体受入れ建屋断面図(その1)～(その2)による】</p> <p>【①の例】 既工認の配管配置図を呼び込む場合の記載。 既工認の許可(届出)年月日と許可(届出)番号及び添付図面名称を記載する。</p> <p>・IV-〇-〇 ガラス固化体受入れ設備の搬送物フロー図 ・IV-〇-〇 放射線監視設備の系統図 ・ ・ ・IV-〇-〇 換気設備の系統図 ・ ・ ・IV-〇-〇 火災防護設備(消防用設備)の系統図 ・ ・ ・IV-〇-〇 ガラス固化体受入れ建屋の機器配置図 ・ ・ ・IV-〇-〇 〇〇設備 〇〇〇構造図</p>	<p style="text-align: right;">【11/14】</p> <p>図面を添付する順番 添付図面目次〔記載例〕</p> <p><原子炉冷却系統施設> 第4-2-1 図 原子炉冷却系統施設 原子炉冷却材の循環設備に係る機器の配置を明示した図面</p> <p>機器配置図を添付する場合の記載。</p> <p>・原子炉冷却系統施設に係る主配管の配置を明示した図面 【「原子炉圧力容器出口より再循環ポンプ吸込弁まで」、「再循環ポンプ吐出弁よりマニホールド管まで」、「マニホールド管」及び「マニホールド管よりジェットポンプへの供給管」は、昭和51年6月19日付け51資庁第6500号にて認可された工事計画書の添付図面第2図「原子炉再循環系配管組立図」による】</p> <p>【①の例】 既工認の配管配置図を呼び込む場合の記載。 既工認の許可(届出)年月日と許可(届出)番号及び添付図面名称を記載する。</p> <p>第4-4-1-2-1 図 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧炉心スプレイ系)の系統図(1/2)(設計基準対象施設)</p> <p>設計基準対象施設と重大事故等対処設備の系統図は分けて添付し、それぞれ添付図面番号を付番する。</p> <p>第4-4-1-2-2 図 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧炉心スプレイ系)の系統図(2/2)(重大事故等対処設備)</p> <p>第4-4-7-3 図 原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)の構造図 常設低圧代替注水系ポンプ</p> <p>構造図を添付する場合の記載。</p> <p>・残留熱除去系ポンプ構造図 【「残留熱除去系ポンプ」は、昭和51年6月19日付け51資庁第6093号にて認可された工事計画書の添付図面第2-2-2図「残留熱除去系ポンプ組立外形図」及び昭和51年8月30日付け建建発第98号にて届出した工事計画書の添付図面第2-3「残留熱除去系ポンプ組立断面図」による】</p> <p>既工認の構造図を呼び込む場合の記載。 既工認の許可(届出)年月日と許可(届出)番号及び添付図面名称を記載する。</p>	<p>図面類の各参照先(記載例)については、必要に応じて添付することとし、現時点では本文で概ね理解可能であることから省略する。</p>

資料番号	作成ガイド 2-1
改正番号	0
作成部署	運営管理部 許認可業務課

【設工認図書作成ガイド】

本文添付図 「系統図」

2.1.11 設工認申請用系統図作成要領書

(本文系統図簡略版)

平成10年 9 月	Rev. 12
平成 9 年12月	Rev. 11
平成 9 年 6 月	Rev. 10
平成 9 年 2 月	Rev. 9
平成 8 年 3 月	Rev. 8
平成 7 年10月	Rev. 7
平成 7 年 9 月	Rev. 6
平成 7 年 7 月	Rev. 5
平成 7 年 6 月	Rev. 4
平成 7 年 6 月	Rev. 3
平成 7 年 1 月	Rev. 2
平成 7 年 1 月	Rev. 1
平成 7 年 1 月	Rev. 0

設工認総括グループ

目 次

適 用	1
1. 系統図作成の基本方針	2
2. 一般記載事項	2
3. 作成要領	4
3.1 系統図の作成原則	4
3.2 その他記載情報の深さ	9
4. 系統図／凡例に示されない項目	27
5. 系統図のサンプル	28
添付－1 主流路等を含まない設備の系統図作成要領書	37
添付－2 系統図凡例	
添付－3 系統図凡例の補足説明	
補足説明資料	